



英国の合意なきEU離脱(Brexit)への準備はできているか？

UHY ACCOUNTING SERVICE ニュースレター / 2019年3月

エグゼクティブサマリー：

Brexit期限まで1ヶ月を切った。企業は、「パニック対策ボタン」を押して英国の合意なき離脱に対応すべく、できる限りのすべてを行う必要がある。Brexitの日が近づくにつれて、他の国々と貿易を行う企業は、影響を最小限に抑えるために、来るべき変化に対応する準備ができているかを確かめる必要がある。

他のEU加盟国にいる顧客から商品を購入する企業は、Brexitの準備のために以下のUHYのガイドラインをチェックしよう。

1. 英国とEUとの取引は、英国が合意なしでEUを離脱した場合、取引継続のためには英国の経済事業者登録および識別番号 (EORI) が必要になる。但し、北アイルランドとアイルランド共和国間で商品の輸出入をする場合には、これは当てはまらない。尚、EORI番号は、次のリンクから申請することができる。

<https://www.tax.service.gov.uk/shortforms/form/EORIVAT>

2. 移行期の簡略手続を使用できるかどうかを確認しよう。

このことにより、ドーバーや海峡トンネルなどのロールオン・ロールオフ式荷役場所（注：ローリーやバンを自走でフェリーや列車に乗せて輸送できる場所）を使用してEUから商品を輸入することが容易になる。

3. 関税申告をする為にソフトウェアかエージェントを確保しよう。すべての関税申告は電子的に作成する必要がある。貨物の運送業者と通関業者は、通関手続と商品の移動で助けとなる。

4. 商品を輸入または輸出するためのライセンスが必要かどうかを確認しよう。商品がイギリスに到着しても必要なライセンスを持っていないと、商品の通関をすることはできない。植物、動物、化学物質、技術、医薬品、美術品、軍用品などの品目にはライセンスが必要である。

5. 商品进行分类しよう。輸入商品の正しい商品コードを取

得しよう。こうすることで商品が英国に到着した時いから輸入VATと関税を支払わなければならないのかを知ることができる。この過程で、国内産業保護のための輸入制限も確認できる。

6. 正しい通関手続コードを適用しよう。特定のシナリオのために利用可能な多くの手続がある。英国に入ってくる商品でも、そのエンドユーザーが他国にいて英国には残らないことが予め分かっている商品の場合は、助言を求めよう。輸入VATや関税軽減のための関税手続きがある可能性があるからだ。これらの手続は、税関と物品税プロセスの両面で助けとなる。
7. 英国のロール・オン・ロールオフ式荷役場所を使用する場合は、フェリーまたは列車に乗る前に商品を申告する必要がある。
8. 輸入する時は、商品がイギリスに到着する前に安全宣言・保安宣言をしておこう。

Brexitの準備でサポートが必要な場合は、Michelle Daleまたは最寄りのUHYアドバイザーにご相談頂きたい。

※本ニュースレターは UHY HackerYoung 事務所が作成したものを、UHY ACCOUNTING SERVICE が必要な修正を加え抄訳したものです。ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY ACCOUNTING SERVICE 合同会社

浅井 豊 - プレジデント

Email: asai.acct@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: 03 5410 8365

Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-acct>